

無償割当て' 寡婦年金 ⇒遺族年金' 過振(*) 銀行に支払資金(*当座預金)の限度を超えて、その銀行を相手として請求する権利が認められる。過振の場合、過振かどうかは、振出人は、過振かどうかは、振出人の指示の時に判断される。株分け ⇒可分債権・不可分債権 100kgの引渡しとか、分割して実現(分給付)を目的とする。可分債権・不可分債務' に対して可分債権・債務が不可分として*多数当事者の債権関係なり、可分債権・債務では、分割するのが原則とされている(民427)。

可分条項 1つの法律のうち、ある規定が裁判所により無効とされても、他の規定はそれによって影響されない旨を規定した条項。裁判所に法令審査権(⇒違憲審査権)を認めるアメリカにこの種の規定をもつ法律が現れ、日本の立法にもみられる(国公1④、金商196等)。

可分物・不可分物 性質又は価値を著しく低下させることなしに分割できる物(例えば、金銭・穀物など)を可分物といい、そうでない物を不可分物(例えば、1頭の馬・1台の自動車など)という。この区別は、「共有」、*多数当事者の債権関係'の場合のように1個の物に対して複数の者が権利をもつ場合に意味をもつ。なお、「物」に掲げた[表:物の分類]を参照せよ。

牙保(借) ⇒盗品等の有償処分あっせん罪'。

下命 *行政庁'が私人に対して作為や不作為を命ずる行為、給付を命ずる行為、受忍を命ずる行為を指す。具体的には、違法建築物の除却命令(建基9①)、道路の通行禁止(道46)、*申告納税方式'における税務署長の*更正・決定'(税通24・25)などである。下命は、私人の活動を事実上規制することに主眼を置いた行為規

制であり、*行政行為'の一種である。下命に対する違反に対しては、一般に、罰則が法定される。強制的に下命に従うことになった場合であって、下命に反した場合は当然には無効にしない。⇒送り状' (書) 又は、送付' (書) である。確定' され、罰則' は空' され、ないで、資金が不' 用語で、空手形の一' (巻末・基本法令)。

仮換地(地) *土地区画整理事業'において、事業の工事完了後の最終的な換地処分の前に、工事のため必要がある場合又は換地計画に基づき換地処分を行うため必要がある場合に、施行者が施行地区内の宅地について指定した仮の換地のこと(区画整理98~102)。指定に際しては、換地計画において定められた事項又は換地計画の決定の基準(照応の原則等)が考慮されなければならない(区画整理98②)。仮換地の指定があったときは、従前の宅地の使用収益権者は、仮換地の指定の効力発生の日(使用収益開始日)を別に定めたときは、その日)から換地処分の公告の日まで、仮換地について従前の宅地における使用収益権と同内容の使用収益をすることができる。従前の宅地については使用収益ができなくなる(区画整理99①)。この指定は処分性(行訴3②)を有するものと解されている。

仮還付 裁判所は、所持者等の請求により事件の結算前に、*決定'で押収物を仮に'還付'(返還)することができる(刑訴123②)。これを仮還付という。*検察官'・*司法警察職員'等

昔の判例に
難しい用語が
出てきても...

言葉の意味が
わからない

充実の
リファレンスで
即解決!!

法律学小辞典なら...

が押収した物の仮還付は、これらの者が行う(刑訴222①)。押収の効力が続いているから、再び必要となった場合に改めて押収することを要しない。⇒押収'

仮拘禁 逃亡犯罪人について外国から正式の引渡請求がある前に、その逃亡を防止するため外国の請求により仮に身体を拘束する制度(犯人引渡23~30)。請求国からその者に対する逮捕状が発せられ又は刑の言渡しがあった旨の通知、及び後日正式の引渡請求を行う旨の保証が必要である。身体拘束は裁判官の発付する仮拘禁許可状に基づき行われる。⇒犯罪人引渡し'

仮差押え *仮処分'と並ぶ*民事保全'の一種。*金銭債権'について、*本案訴訟'による*債務名義'の取得までに、*強制執行'(*金銭執行')が不可能又は著しく困難になるおそれがある場合(民保20①)に、債権者に対して目的物の処分を禁止し、*責任財産'を保全する手続。仮差押命令(⇒保全命令')は、*決定'の形式で発令され、*口頭弁論'を経る必要はなく(*任意的口頭弁論')(民保3)、密行性の要請から債務者*審尋'を経る必要もない。仮差押命令は、*被保全権利'の存在及び保全の必要性の*疎明'を要件とし(民保13②)、通常は債権者に*担保'を立てさせて発せられ(民保14①)、債務者のために*仮差押解放金'が定められる(民保22)。仮差押命令に対して、債務者は*保全異議'又は保全取消しによりその取消しを求めることができる(民保26~40)。仮差押えの執行(⇒保全執行')は、*不動産'に対しては仮差押えの登記をする方法又は*強制管理'の方法により(民保47①)、*動産'に対しては*執行官'が目的物を占有する方法により(民保49①)、債権者その他の財産権に対しては、裁判所が*第三債務者'に対し債務者への*弁済'を禁止する命令を発する方法により行われ(民保50①④)、換価や満足の段階までは進まないのが原則である。

仮差押解放金 *仮差押え'の執行の停止又は取消しを得るために債務者が*供託'すべき金銭。仮差押命令には、仮差押解放金の額を定めなければならない(民保22①)、仮差押解放金の供託が証明されると、目的物に対する仮差押えの執行は取り消され(民保51)、仮差押えの効力は債務者の供託金取戻請求権の上に存続する。

仮執行 1意義 未確定の*終局判決'に、確定した場合と同様にその内容を実現できる効力(狭義又は広義の*執行力')を付与する裁判を仮執行の宣言又は単に仮執行宣言といい、仮執行宣言が付された終局判決に基づく*強制執行'

を仮執行という。判決は確定して初めて執行力等の内容的効力を生じるのが原則であるため、敗訴者は*上訴'等の提起によって判決の確定を遅らせ、執行による勝訴者の権利の満足をも遅らせることができよう。仮執行宣言及び仮執行は、未確定の終局判決にも執行力を発生させ、その判決に基づく強制執行を可能とする余地を設けることにより、勝訴者の権利の早期実現と敗訴者の上訴等の権利との均衡・調和を図るべく用意された制度である。なお類似の要請から、終局判決を機能上代替する若干の決定(犯罪被害保護37②、消費者被害回復47④)及び*支払督促'(民訴391①)も仮執行宣言付との対象となる。

2 仮執行宣言の付与 仮執行宣言は、*原状回復'が容易である*財産権'上の請求'に関する判決につき、原則として裁判所が必要と認めるときに、申立て又は職権によって行う(民訴259①②・376①・294・323)。広義の執行力を生じさせる必要があれば、*給付判決'以外の判決にも仮執行宣言を付与できる。必要性の判断は、裁判所が、上訴による判決の取消し・変更の可能性、勝訴者の即時執行の必要性及び敗訴者が仮執行によって受ける損害や危険の度合いなどを考慮して裁量で決定するが、手形又は小切手による金銭の支払請求等を認容する判決、少額訴訟(⇒少額訴訟手続)の請求認容判決、*請求異議の訴え'等に対する終局判決における*執行停止'の裁判等においては、必要性が典型的に認められており、必ず仮執行宣言をしなければならない(民訴259②・376①、民執37①・38④)。仮執行宣言においては、担保の提供を仮執行の条件とすることができる(民訴259①)が、金銭の支払請求に関する*控訴審'の判決、手形又は小切手による金銭の支払請求等に関する判決では、無担保で仮執行を許すことが原則となっている(民訴310・259②)。他方、相手方が担保を提供すれば仮執行を免れられる旨の宣言(*仮執行免脱'宣言)をすることもできる(民訴259③)。

3 仮執行の原状回復及び損害賠償義務 上級審が、仮執行宣言又は仮執行宣言が付された*本案判決'を変更する判決を言い渡した場合、仮執行宣言はその限度で失効する(民訴260①)。本案判決が変更された場合には、更に、仮執行を行った者は相手方に対し仮執行によって得た物を返還する原状回復義務及びその仮執行により又はこれを免れるために相手方に生じた損害について*損害賠償'責任(*無過失責任'とされる)を負う(民訴260②③)。

4 仮執行の効力 仮執行宣言付判決に基づく仮

法改正前に使われていた
古い用語の意味もわかります

充実の
リファレンス



更正の請求 納税者が自己の「納税申告書」を過大申告と判断した場合等において納税義務者事務長に減額更正を請求すること。

更正の請求 納税者が納税申告に係る「課税額」(更正がされた場合は更正額)に過大の過誤がある場合に申告期限から5年間(延滞期間)を請求(税通23①)は、法定申告期限後、延滞期間に納税申告又は更正の請求(税通23②)は、理由の発生後に更正の請求(税通23③)と呼ばれる(更正の請求)と5年間の請求である(更正の請求)減額更正をしない(更正の請求)と判断したときに限り(税通23④)である(更正の請求)ことができる(税通23⑤)である(更正の請求)納税申告の錯誤無効(更正の請求)10・22民集18・8・1762)で(更正の請求)れ以外の場合には過大申告(更正の請求)によらなければならないことを(更正の請求)原則的排他性という。

更正の登記 A・B両名が共同相続したのにAの単独主義の「相続登記」がなされた場合のように、なされた「登記」について錯誤又は遺漏があり、そのために登記と実体関係の間に原始的な不一致がある場合に、この不一致を解消するため既存の登記の一部を訂正補充する登記〔不登2回、また商登132・133参照〕。原始的な不一致を解消する点で、後発的な不一致を解消するための変更の登記〔不登2回、商登1の2回等〕と異なる。

合成物 各構成部分が個性を失わないが、結合して単一の権利の客体となっている物(例:家屋、宝石入り指輪)。「集合物」と異なり、各構成部分が個性を失っている単一物と同様に、法律上1個の物としてだけ扱われる(民243参照)。

更生保護 ⇒社会内処遇 ⇒更生保護事業法

更生保護事業法 平成7年法律86号。更生保護事業に関する基本事項を定める法律。同法によって、更生緊急保護法(昭和25法203)は廃止された。更生保護事業は、犯罪を行った者及び非行のある少年の改善更生に必要な保護

(宿泊場所の供与、医療・就職の援助、金品の生活相談等々)を行う事業で、犯罪者の有権者のために重要な意義を有する緊急保護の下で更生保護に代えて、更生

行為を特徴付ける輪郭を明らかにし、一応の判断能力を果たす。また、過去の行為により創設された「前科」の前の、犯行の要素、犯罪論上の構成要件、故意、能力、責任の範囲のい事件の内容は、異なる見解がある。また、類型とする説(ベ(Max Ernst Mayer)、説(Edmund Mezger、説(小野清一郎(1891~1986))が対立している。1つ目の説を除き、構成要件に該当する行為は原則として違法である旨が推定される(⇒違法性)。

3 構成要件要素 構成要件に属するもの(犯罪の類型化に機能するもの)は、従前は、原則として、行為・結果などの外形的・客観的事実であるとされてきたが、近時は、故意を含めて広く「主観的構成要件要素」の存在を肯定する見解が多数となっている。更に構成要件要素の性質につき、「規範的構成要件要素」をみよ。

構成要件の欠缺(⇒) ⇒事実の欠缺(⇒)

公設辩护人 専ら資力のない者の刑事「辩护人」として働く職種。「国選辩护人」と役割は共通しているが、自営弁護士が事件ごとに選任されるのではなく、一定額の給与を保証された常勤の職である点に特色がある。アメリカ合衆国などで置かれている。日本では法テラス(⇒総合法律支援法)のスタッフ弁護士が、これに近い。

口銭 ⇒コミッション

公選 一般国民による「選挙」。民衆選挙又は公衆選挙のこと。選挙よりは狭い概念で、

特定の地位にある者又は特定の組織に属する者によって行われる選挙(例えば、国会各議院の議員の選挙)はこれに含まれない。衆議院議員及び参議院議員の選挙、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙は公選でなければならない。公選は、憲法上成年者による「普通選挙」であることを要求されている選挙でもある(憲15③)。⇒公職選挙法

公然 刑法においては、不特定又は多数の者が知ることができる状態をいう(最判昭和36・10・13刑集15・9・1586)。刑法230条は公然と事実を摘示して人の名誉を毀損する行為を、231条は公然と人を侮辱する行為を処罰する。近年社会問題になっている、瞬時に不特定多数人に拡散するインターネット上の誹謗中傷にも公然性が認められることになる。「名誉毀損罪」の判例には、特定少数の者に事実を摘示した場合でも、不特定又は多数の人に伝播する可能性がある場合に公然性を認めたものがある(伝播性の理論)(最判昭和34・5・7刑集13・5・641)。

交戦権 日本国憲法9条2項は「国の交戦権」を認めないとしている。政府見解によれば、憲法9条は自衛のための必要最小限度の「武力の行使」は許容しているため、この「交戦権」の行使には当たらない。国際法上、「交戦権」の用例は少ないが、戦争に対する権利(ius ad bellum)に対応すると考えられる。伝統的に認められてきた国家の戦争に対する権利は、戦争の違法化によって一般には禁止されているとされるもの、本国によるものとがあり、それによって、「中立」関係、反徒の行為による外国人の損害に対する責任などにつき、「戦争」に準ずる法律関係が生ずる。1861年にイギリスがアメリカ南北戦争における南軍を交戦団体として承認した例があるが、慣行は少ない。また、現在の「国際人道法」上は、承認の有無に関わりなく、その適用が求められている。

交戦法規 ⇒国際人道法

公然わいせつ罪 刑法174条の罪。「公然」と「わいせつ」な行為をした場合に成立する(6月以下の拘禁刑若しくは30万円以下の罰金又

は拘留若しくは料科。昭和22年改正(法124)前は料科のみ)。「公然」は、不特定又は多数の人が認識できる状態を指す(最判昭和32・5・22刑集11・5・1526)。本罪のわいせつ行為は、社会的「法益」としての最低限度の性道徳に悖(む)る行為を指し、個人の性的自由を保護法益とする「不同意わいせつ罪」(刑176)のそれと異なり、例えば接吻(⇒)行為を含まない。他方、両罪に当たるわいせつ行為を、公然と、「暴行」を用いるなどして行った場合、両罪は「観念的競合」となる(大判明治43・11・17刑録16・2010)。ストリップショーの類いも本罪を構成すると解されているが(最判昭和25・11・21刑集4・11・2355、最判昭和25・12・19刑集4・12・2577等)、わいせつな映画の上映が(刑の重い)わいせつ物陳列罪(刑17①前)(⇒わいせつ物頒布等の罪)に当たることとの均衡から同罪を構成するとみる説もある。

公訴 フランス刑事訴訟法の action publique に由来する術語。「治罪法」から旧民事訴訟法(大正11法75)まで、わが国の刑事訴訟法には、犯罪の被害者が刑事手続において民事上の損害賠償を求める私訴の制度が存在し(⇒私訴 ⇒附帯私訴)、私訴に対する言葉として、公の立場でなされる刑事の訴えを指して、公訴の語が用いられた。私訴の制度が廃止された現行法では、「公訴」と称する理由が幾分不鮮明になったが、引き続き同じ意味の語として用いられている。公訴は、「検察官」が行うものとされ(刑訴247)(⇒国家訴追主義 ⇒起訴独占主義)、検察官は、管轄裁判所に「起訴状」を提出して、被告人の審判を請求する(刑訴256)。⇒起訴

控訴 「第一審」の「終局判決」に対する第2の「事実審」への「上訴」。控訴提起の効果として、原判決の確定が妨止され(「確定遮断効」・「停止の効力」)、事件は控訴裁判所に「移審」する。

I 民事訴訟では、地方裁判所が第一審のときは高等裁判所が、簡易裁判所が第一審のときは地方裁判所が控訴裁判所となる(裁16回・24回)。「中間判決」や「決定・命令」などの中間的裁判(⇒判決・決定・命令)に対しては独立して控訴することはできない。しかし、中間的裁判も、「不服申立て」のできない裁判及び「抗告」により不服申立てをすることができると認められる(民訴283)。控訴の際に控訴審の判断を受ける(民訴283)。控訴の提起は、控訴期間(電子判決書又は電子調書の送達後2週間(民訴285)内)に、控訴状を原裁判所に提出して行わなければならない(民訴286①)。⇒控訴権

II 刑事訴訟における控訴も、第一審の判決

Wikiにはない 深い解説!!

奥行きのある解説は

本辞典

ならでせす

法律学小辞典だから... 深い解説!! 奥行きのある解説は 本辞典ならでせす

「奥行き」はさかみ

「深さ」はさかみ

「深さ」はさかみ

「深さ」はさかみ

深く奥行きのある解説

は、国及び地方公共団体の負担により賄われる [障害総合支援 92~95]。

知る権利 表現媒体を通じ又は直接に、政府に関する情報を妨げられることなく享受し又は情報の提供を要求する国民の権利。1 沿革 国家秘密の増加したアメリカで、新聞法制の権威クロス(Harold Cross, 1890~1959)の「国民の知る権利」(1953)以来、政府機関の情報を公開させる権利として主張され、「情報自由法」(1967)を生む原動力となった。他方、マスメディアが発達して表現の「送り手」の地位を独占し、「受け手」である一般国民との乖離(乖)が顕著となった今日、「表現の自由」を表現の受け手の自由である知る権利を含むものとして再構成し、マスメディアの「報道の自由」・「取材の自由」を、知る権利に奉仕するものと捉える考えも有力に説かれている。

2 性格 イ *自由権的側面: 国民は、多様な思想や情報を受け取れることを、「公権力」によって妨げられない。よど号ハイジャック記事抹消事件の最高裁判所判決(最大昭和58・6・22民集37・5・793)などで憲法上の権利として認められている。ロ *社会権的側面: 国民は、「民主主義」の理念に基づき、政府が保有する情報を積極的に公開することを求める権利を有する。それが具体的請求権となるためには、「情報公開制度」の整備が必要であり、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」は、知る権利に明示的には言及していないが、この整備を進展させた[行政情報公開1参照]。

3 マスメディアとの関係 博多駅テレビフィルム提出命令事件の「特別抗告」に対する最高裁判所決定(最大昭和44・11・26刑集23・11・1490)は「報道機関の報道は、民主主義社会において、国民が国政に関与するにつき、重要な判断の資料を提供し、国民の『知る権利』に奉仕する」と述べている。マスメディアに対して一般国民の「知る権利」が主張される場合には、「アクセス権」と呼ばれることが多い。

シルバー人材センター *高齢者等の雇用の安定等に関する法律」に基づき、定年退職者その他の高齢者退職者の希望にに応じた、雇用によらない臨時的かつ短期的な就業の機会等を提供する目的で設立される一般社団法人又は一般財団法人[高年6章]。昭和49年に東京都で高齢者事業団として発足し全国に広まった存在に法的地位を付与しようとするもの。中央の全国シルバー人材センター事業協会のほか、市町村(特別区を含む)などを単位に設置されるものがある。

指令 1 第二次大戦後、連合国最高司令部が日本管理にあたって発した命令。命令の形式としては、一般命令・狭義の指令・覚書・書簡などがあり、狭義の指令は、占領当初に出された3つにすぎず、その後は主として覚書の形式がとられた。

2 人事院が発する指令については、*人事院指令をみよ。

知っている債権者 債権者が誰であり、その「債権」がいかなる原因に基づきいかなる内容のものかの大体を知っている債権者をいう。資本金・準備金の減少や組織再編の際に「債権者保護手続」として、かかる債権者に各別に「催告」することが要求される場合がある。係争中の債権者も含むとする判例(大判昭和7・4・30民集11・706)がある。

白票 ⇒青票(青)・白票(白)

仕訳帳 ⇒会計帳簿

人役権 特定の人の便益(収益や使用など)のために他人の物を利用する「物権」。民法の「地役権」は土地の便益のために他人の土地を利用する権利であるが、人役権は人の便益のための利用権で、ローマ法では重要な作用を営んだといわれる(⇒役権)。「旧民法」は規定を置いた(旧民法財産編44~114)が、現行民法は認めなかった。しかし、今日も、意味があり、特別法上の利用権には人役権類似の制度があるといわれている[森林50~67]。

侵害処分 ⇒不利益処分

深海底 *大陸棚」を越える海底とその地下[海洋法約1①(1)]をいい、「国際連合海洋法条約」は、深海底を「人類の共同の財産」として国家の主権又は主権の権利の行使を否定し、その開発を国際海底機構が担うという深海底制度を規定している[海洋法約11部]。途上国は国際海底機構による直接開発を、先進国は国際海底機構に登録するか、あるいはライセンスの発給を受けた、各国家及び私人による開発を各々主張して鋭く対立した。国際連合海洋法条約は、商業的生産開始15年後に再検討会議を行うこととし、それまでは国際海底機構の機関であるエンタープライズと、国際海底機構が承認した国家や企業が並行して開発することとした[海洋法約153・155]。1994年国際連合海洋法条約第11部実施協定(1982年12月10日の海洋法に関する国際連合条約第11部の実施に関する協定)(平成8条7)は、附属書により、先進国の主張を反映した開発制度を設定した。⇒国際海底機構

侵害犯 保護「法益」の現実の侵害を要件とする「犯罪」。実害犯ということもある。*危険犯」に対する概念である。

人格権 人の生命・身体・自由、名誉など、人自身に固有な利益とともに、他人の干渉を受けることのできない法行為となる。この人格的権利は、法の基本となる人格的権利であり、この権利は、法律によって認められる。この権利は、法律によって認められる。この権利は、法律によって認められる。

新株発行 ⇒募集株式の発行等
新株発行差止請求権 ⇒募集株式の発行等の差止め
新株発行費等 ⇒繰延資産

新株発行無効の訴え ⇒会社の組織に関する訴え
新株発行存在確認の訴え ⇒会社の組織に関する訴え

新株発行無効の訴え ⇒会社の組織に関する訴え
新株発行存在確認の訴え ⇒会社の組織に関する訴え

新株発行無効の訴え ⇒会社の組織に関する訴え
新株発行存在確認の訴え ⇒会社の組織に関する訴え

新株発行無効の訴え ⇒会社の組織に関する訴え
新株発行存在確認の訴え ⇒会社の組織に関する訴え

新株発行無効の訴え ⇒会社の組織に関する訴え
新株発行存在確認の訴え ⇒会社の組織に関する訴え

新株発行無効の訴え ⇒会社の組織に関する訴え
新株発行存在確認の訴え ⇒会社の組織に関する訴え

新株発行無効の訴え ⇒会社の組織に関する訴え
新株発行存在確認の訴え ⇒会社の組織に関する訴え

新株発行無効の訴え ⇒会社の組織に関する訴え
新株発行存在確認の訴え ⇒会社の組織に関する訴え

新株発行無効の訴え ⇒会社の組織に関する訴え
新株発行存在確認の訴え ⇒会社の組織に関する訴え

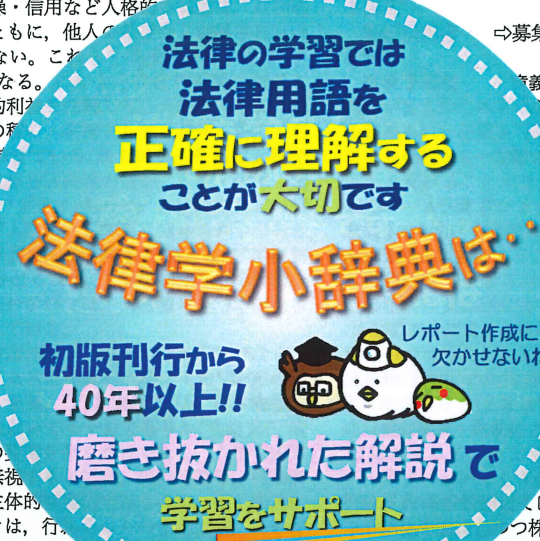
新株発行無効の訴え ⇒会社の組織に関する訴え
新株発行存在確認の訴え ⇒会社の組織に関する訴え

新株発行無効の訴え ⇒会社の組織に関する訴え
新株発行存在確認の訴え ⇒会社の組織に関する訴え

新株発行無効の訴え ⇒会社の組織に関する訴え
新株発行存在確認の訴え ⇒会社の組織に関する訴え

新株発行無効の訴え ⇒会社の組織に関する訴え
新株発行存在確認の訴え ⇒会社の組織に関する訴え

新株発行無効の訴え ⇒会社の組織に関する訴え
新株発行存在確認の訴え ⇒会社の組織に関する訴え




法律の学習では法律用語を正確に理解することが大切です

法律学小辞典は...

初版刊行から40年以上!!

磨き抜かれた解説で学習をサポート



レポート作成にも欠かせないね

新株発行無効の訴え ⇒会社の組織に関する訴え

新株発行存在確認の訴え ⇒会社の組織に関する訴え

新株発行無効の訴え ⇒会社の組織に関する訴え

新株発行存在確認の訴え ⇒会社の組織に関する訴え

新株発行無効の訴え ⇒会社の組織に関する訴え

新株発行存在確認の訴え ⇒会社の組織に関する訴え

新株発行無効の訴え ⇒会社の組織に関する訴え

新株発行存在確認の訴え ⇒会社の組織に関する訴え

新株発行無効の訴え ⇒会社の組織に関する訴え

新株発行存在確認の訴え ⇒会社の組織に関する訴え

新株発行無効の訴え ⇒会社の組織に関する訴え

新株発行存在確認の訴え ⇒会社の組織に関する訴え

新株発行無効の訴え ⇒会社の組織に関する訴え

新株発行存在確認の訴え ⇒会社の組織に関する訴え

新株発行無効の訴え ⇒会社の組織に関する訴え

新株発行存在確認の訴え ⇒会社の組織に関する訴え

新株発行無効の訴え ⇒会社の組織に関する訴え

新株発行存在確認の訴え ⇒会社の組織に関する訴え

新株発行無効の訴え ⇒会社の組織に関する訴え

新株発行存在確認の訴え ⇒会社の組織に関する訴え

新株発行無効の訴え ⇒会社の組織に関する訴え

新株発行存在確認の訴え ⇒会社の組織に関する訴え

新株発行無効の訴え ⇒会社の組織に関する訴え

新株発行存在確認の訴え ⇒会社の組織に関する訴え

新株発行無効の訴え ⇒会社の組織に関する訴え

新株発行存在確認の訴え ⇒会社の組織に関する訴え

新株発行無効の訴え ⇒会社の組織に関する訴え

その法律用語がどのように使われてきたかわかります

磨き抜かれた解説

闘争' ⇨サボターージュ'
 怠業的行為 政府又は地方公共団体の機関の活動能率を低下させる行為。*争議行為'の一種である。*怠業'と区別されるが、公務員は争議行為だけでなく怠業的行為も禁止されて(国公98②、地公37①、行執労17①)。

退去強制 *出入国管理'に基づいて、外国人を強制すること。法は、その更活動、刑事罰等の一(24)ほか、入国警備官による収容、入国審査官による口頭審理、主付、入国警備官に続を詳細に定めて代金減額請求権担保責任' 体系的解釈 代決' 行政。*行政庁'が*補助機定(決裁)の権限を委は行政庁の名で行われ、決定できない場合に事務される。*専決'もほぼ同義で不在等の事情と関係なく行われ

大権 一般に*君主'の権限をい、*大日本帝国憲法'下の用語としては、広義には天皇の国家統治の権限全体を指し(憲法発布勅語、*上諭)、狭義には国務大臣その他の*輔弼(弔)*機関の参与のみで*帝国議會'の参与なしに天皇の行使することができる個別の諸権能を指す。法律の裁可(明憲6)、帝国議會の召集・開会・閉会・停会及び衆議院の解散(明憲7)、*緊急勅令'・*独立命令'の発布(明憲8・9)、行政各部の*官制'制定・文武官の任免(明憲10)、陸海軍の統帥(⇨統帥権)・編制(明憲11・12)、*宣戦'・*講和'・*条約'締結(明憲13)、*戒嚴'(明憲14)、*榮典'(明憲15)、*恩赦'(明憲16)、*非常大権'(明憲31)などが大権事項とされていた。

大憲章 ⇨マグナ・カルタ'
 代行 ある職務を占める者に事故があるとき、又は欠けたときに、他の者が代わってその職務を行うこと。例えば、*副大臣は、…あらかじめその省の長である大臣の命を受けて大臣不在の場合その職務を代行する」(行組16②)の類いである。代行と似た用語に*代理'があるが、代理が法律行為についての代理を指すのが通例

であるのに反し、代行は、*法律行為'だけではなく、*事実行為'をも含めて代わりに行う趣意である。なお、代行と同じ趣意を表すのに、「職務代行」・「内」又は「代理」(自治152①)の語もある。なお、天皇の*国事「臨時代行」の制度がこの代行は、天皇この点で、上


法性阻却事(法違反)れる措一定印され(反国)とがたさは復(国際)の復仇
 *当事者'していても、(対抗力)を有別の要件を満たこの要件を対抗要件者間で効力を有するた立要件と対比される。

1 物権変動の対抗要件 *物権変動'の成立要件は、*意思表示'であり(民176)、不動産に関する物権の得喪・変更の対抗要件は*登記'(民177)、動産に関する物権の譲渡の対抗要件は*引渡し'である(民178)。なお、動産債権譲渡特例法3条参照。

3 債権譲渡の対抗要件 *債権'の譲渡の第三者に対する対抗要件は、*確定日付'のある証書による、債務者への通知又はその承諾である(民467)。ただし、債務者に対する債権の譲渡の対抗要件は、単なる債務者への通知又はその承諾で足りる。なお、動産債権譲渡特例法4条参照。また、*証券的債権'譲渡の際の*譲渡裏書'と証書の交付は効力発生要件である(民520の2)。

4 不動産賃借権の対抗要件 不動産の賃借権の対抗要件は、その後その不動産について物権を取得した者に対しては登記である(民605)。*借地権'の対抗要件は、土地の上に借地権者が登記されている建物所有することであり(借地借家10)、建物の賃借権の対抗要件は、その後その

法律を学ぶ人のための
法学小辞典は、
専用辞典です
 普通の国語辞典には
 こんな解説は
 載っていません



建物について物権を取得した者に対しては建物の引渡しである(借地借家31)。
 5 第三者に対する対抗 ある法律関係の効力が当事者以外の第三者に及ぼすことを、対抗するという。したがって、ある法律関係が当事者間で効力を有していても、その効力が当事者以外の第三者に及ぼすことができないことを、対抗することができない(対抗することを得ず)という。対抗要件が問題となる場合のほかにも、対抗が問題となるものとして以下の例がある。イ 法人の代表理事の*代表'権に対して加えた制限は、*善意'の第三者に対抗することができない(一般法人77⑤・197)。ロ *心裡留保'・*虚偽表示'である意思表示が*無効'であることは、善意の第三者に対抗することができない(民93②・94②)。

ハ *錯誤'・*詐欺'による意思表示の取消しは、善意かつ無過失の第三者に対抗することができない(民95④・96③)。ニ これらの例では、法律関係が当事者間で効力を有するための要件を満たしているとき、原則として当然に対抗力を有し、したがって、特に別の要件を満たす必要がないため、対抗要件は問題とならない。


6 当事者間における対抗 民法の規定には、ある法律関係の効力が、その当事者に及ぶことを、法律関係を成立させる要件に関わる一方の当事者からみて、他方の当事者に対して対抗すると定めることがある。例えば、イ *相殺(殺)の意思表示を行った*受働債権'の債務者からみて、受働債権の債権者に対して相殺を対抗する旨の規定(民509~511)、ロ *委任'の終了事由に関わる当事者からみて、委任契約の他方の当事者に対して委任の終了を対抗する旨の規定(民655)がある。

対抗力 ある法律関係を*当事者'以外の*第三者'に対して効力を及ぼすことができること。ある法律関係が対抗力を有するという表現が用いられる。不動産の物権の変動が対抗力を有するためには*登記'が必要であり(民177)、動産の物権の変動が対抗力を有するためには*引渡し'又は登記が必要である(民178、動産債権譲渡特3)。したがって、登記を備えず又は引渡しのない所有権の移転は、対抗力のない所有権の移転と呼ばれる。不動産の賃借権は登記により(民605)、*借地権'は土地の上に借地権者が登記されている建物所有することにより(借地借家10)、建物の賃借権は建物の引渡しにより(借地借家31)対抗力を有する。法律関係が当事者間で効力を有するための要件を満たしていても当然には第三者に対する対抗力を有せず、対抗力を有するためには別の要件を満たさなければ

ならないとき、その要件を*対抗要件'という。
 待婚期間 ⇨再婚禁止期間'
 第三債務者 債務者の債務者を指す。例えば、債権者Aと債務者Bがある場合に、Bに対して更に債務を負う者Cを、Aとの関係で第三債務者という。第三債務者の例としては、イ 債権を質入れ又は譲渡する場合(民364・467)、すなわち、BがCに対してもつ債権をAに質入れ又は譲渡する場合のC。ロ *債権者代位権'(民423~423の7)において、Bの債権者Aが、BのCに対する債権を代位行使するときのC。ハ 債権差押えの場合(民481・511、民執143~167)、例えば、売主(A)が売買代金の不払を理由として、買主(B)が銀行(C)に対して有する預金債権を差し押さえるときのC。この場合Cは、自己の債権者Bへの弁済を禁じられ(民481、民執145①)、差押債権者Aに支払うか(民執155)又は供託所に*供託'しなければならない(民執156)。ただし、Bに対して反対債権(例：貸付金債権)を有するときは、一定の要件の下に*相殺(殺)をもってAに対抗することができる(民511)。

第三者 1 意義 ある法律関係の*当事者'以外の者が、その法律関係の第三者となる。契約を締結した当事者以外の者は、その契約の第三者である(民545・612②・625・676)。契約の効力は、原則として、当事者のみを拘束し、第三者には及ばないが、*第三者'のためにする契約は、この原則に対する例外である(民537)。
 2 第三者の例 意思表示の当事者である意思表示を行う者とそれを受領する者以外の者(民93②・94②・95④・96②③)、物の所有権の移転の当事者である譲渡人と譲受人以外の者(民177・178・467)、*質権'・*抵当権'の当事者である質権設定者・抵当権設定者と質権者・抵当権者以外の者(民352・378)が第三者である。ただし、*物上保証人'となる者を、当事者である債権者と債務者以外の者であるとして、第三者ということもある(民342・369)。また、法人と理事を当事者として、理事と取引をした相手方(一般法人77⑥)、本人と*代理人'を当事者として、代理人と取引をした相手方(民99②・109・110・112)、加害者である被用者とその使用者を当事者として、被害者(民715)を第三者と呼ぶ例もある。しかし、当事者以外の者が全て第三者に当たるとは限らず、多くの場合は、当事者ではないがある法律関係と一定の関係にある者が第三者と呼ばれる。例えば、民法177条の第三者は、判例によれば登記の欠缺(殺)を主張する正当な利益を有する者に制限されている(大連判明治41・12・

法学のための
専用辞典
 国語辞典にない
 専門用語が
 すべて載っています

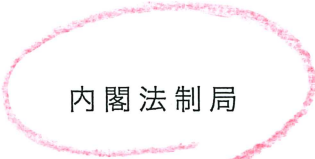




内閣法制局
の手による
基本法令用語
の解説がとっても…
「または」と
「もしくは」の違い
がわかれば
使い分けできますね

便利

基本法令用語



内閣法制局

初 版 編集・執筆者

- 別 府 正 夫
- 菊 井 康 郎
- 前 田 正 道
- 系 光 家
- 根 岸 重 治

新 版 編集・執筆者
第3版

阪 田 雅 裕

第 4 版 編集・執筆者
第4版補訂版

横 島 裕 介

第5版 編集・執筆者

岩 尾 信 行

第6版 編集・執筆者

嶋 一 哉

* 本編と同様にアスタリスク(*)又は矢印(⇒)で関連参照項目を示したが、その項目が本編中のものである場合はアスタリスクを、基本法令用語中のものである場合は矢印を用い、両者を区別した。

似ている用語も
スッキリ区別できます

基本法令用語もわかる